

2023年5月31日

## 法定相続人開示における確認書類一部変更のお知らせ

法定相続人開示においてご用意いただく確認書類の一部について、お寄せいただいたお客様の声を踏まえ、2023年5月31日（水）より以下の通り変更いたします。

### 1. 確認書類の変更内容

現在、ご用意いただいている「法定相続情報一覧図の写し」のほか、以下(2)の書類でも受付させていただきますよう変更いたします。

変更前	変更後
法定相続情報一覧図の写し	(1) 法定相続情報一覧図の写し
	①申込者（法定相続人）と開示対象者（被相続人）との続柄が記載されている作成日より3ヶ月以内の <b>戸籍謄抄本の原本</b>
	②申込者（法定相続人）の相続順位までが確認できる <b>相続関係説明図（系図）</b> ※手書き可 ※申込者が被相続人の「配偶者」または「子」の場合は不要
	③被相続人が亡くなったことを証明する作成日より3ヶ月以内の <b>除籍された戸籍謄抄本の原本や死亡診断書等のコピー</b>

### 2. 変更日

2023年5月31日（水）

※詳細につきましては、下記ホームページにてご案内しております。

[https://www.cic.co.jp/mydata/mailing/index.html?tab=env\\_tab4](https://www.cic.co.jp/mydata/mailing/index.html?tab=env_tab4)

以上